

事業所一覧

■世田谷一丁目介護保険サービス



〒154-0017

世田谷区世田谷 1-23-2

電話：03-5450-3482 FAX：03-5450-8919

交通：東急世田谷線「上町」下車 徒歩4分

東急世田谷線「世田谷」下車 徒歩5分

東急バス・小田急バス [渋谷駅～成城学園前南口]

「上町」下車 徒歩3分

■訪問エリア（世田谷区）

若林3～5丁目、世田谷、桜、弦巻、宮坂、桜丘、経堂、
上馬3～5丁目、駒沢1～2丁目

■北沢介護保険サービス



〒156-0042

世田谷区羽根木 1-31-21 ドクターズプラザ 羽根木 2階

電話：03-6822-9015 FAX：03-5355-6201

交通：京王井の頭線「東松原」下車 徒歩5分

■訪問エリア（世田谷区）

北沢、代沢、池尻4丁目（33～39番）、松原、羽根木、
大原、代田、梅丘、豪徳寺、赤堤、桜上水

■芦花介護保険サービス



〒157-0063

世田谷区粕谷 2-23-1

電話：03-5317-1099 FAX：03-5317-1098

交通：京王線「芦花公園」下車 徒歩8分

京王バス [千歳烏山駅～千歳船橋駅]「芦花恒春園」

下車 徒歩8分

■訪問エリア（世田谷区）

粕谷、上祖師谷、上北沢、八幡山、給田、北烏山、南烏山

■太子堂介護保険サービス



〒154-0004

世田谷区太子堂 5-24-20

電話：03-5486-7522 FAX：03-5486-8562

交通：東急世田谷線「西太子堂」下車 徒歩6分

■訪問エリア（世田谷区）

太子堂、三軒茶屋、三宿、池尻1～3丁目、池尻4丁目
(1～32番)、若林1～2丁目、上馬1～2丁目、下馬、野沢

社会福祉法人
世田谷区社会福祉事業団

居宅介護支援 (ケアマネジメント) のご案内



■世田谷一丁目介護保険サービス

■北沢介護保険サービス

■芦花介護保険サービス

■太子堂介護保険サービス

各種サービスからのお知らせ等

事業団が運営する各種サービス情報をブログや Twitter に投稿
しています。公式 YouTube も開設しました。ぜひご覧ください！

ブログはこちら

Twitterはこちら

YouTubeはこちら



営業日・営業時間等

- 営業日 月曜日～土曜日
- 営業時間 9時00分～17時00分
- 休業日 日曜日・祝日
年末年始(12月29日～1月3日)



社会福祉法人
世田谷区社会福祉事業団

人をつなぎ 地域をつなぐ 共に笑顔のパートナー

URL <https://www.setagayaj.or.jp/>

※詳しくはホームページをご覧ください



居宅介護支援（ケアマネジメント）

居宅介護支援事業


ケアマネジャーが居宅サービス計画（ケアプラン）を作成することなどを通して、介護を必要とする方の自立した生活を支援する事業です。介護に関する相談やケアプランの作成などを通して生活を支援します。

対象となる方

- 要介護認定のある方

主な業務内容

- 介護保険や介護に関する相談受付
- 居宅訪問・面談／モニタリング
- ケアプラン作成／管理／再評価
- サービス提供事業所との連絡調整
- 要介護認定申請代行
- 介護保険給付管理



住み慣れた地域・ご自宅で生活できるよう最適なケアプランを提案します！

ご利用の流れ

居宅訪問・面談

ケアマネジャーがご自宅に訪問し、ご本人・ご家族の状況等をお伺いします。また、面談を通してアセスメント（課題分析）等を行います。

ケアプラン作成・サービス開始

ご本人・ご家族の自立支援に向けたケアプランを作成し、サービス担当者会議開催後にサービスをご利用いただきます。

サービス提供事業所連絡調整

サービス利用開始後も安心してご利用いただけるようサービス提供事業所と連絡・調整等を行います。

モニタリング・ケアプラン見直し


ご本人・ご家族の状況、サービス利用状況等を把握するために原則毎月1回ご自宅に訪問します。状況に応じてケアプラン見直し等も行います。※コロナ禍で訪問を自粛する場合や状況に応じて複数回訪問する場合があります

特色

- 主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）
含め経験豊富なケアマネジャー多数在籍
- 全事業所で特定事業所加算（Ⅱ）取得
- 多職種との連携による在宅生活継続の支援

よくあるご質問

- Q. ケアプラン作成をお願いしたいのですがどうしたらよいのでしょうか？
- A. まずはお近くの事業所にお電話でご相談ください。※お住まいの場所によってはお受けできない場合があります。
- Q. 介護に関する相談やケアプラン作成にお金がかかりますか？
- A. 居宅介護支援（ケアマネジメント）の利用は介護保険から全額給付されるため費用は発生しません。ただし、ご利用いただく介護保険サービスについては自己負担分の費用が発生します。



ご不明な点など
ありましたらお気軽に
お問合せください